



備後圏域市町が条例等で規制する飛行制限区域

備後圏域においてドローン等を飛行させる上で、市町の条例により制限されている空域があります。
対象空域での飛行をお考えの方は、飛行前に確認し、担当課に必要な申請を行ってください。

三原市

公共施設等

飛行が制限される場所	三原市内の学校施設
条例名・関連法令名等	三原市公有財産規則
概要	学校施設内でドローンを飛行させるには、三原市公有財産規則第19条（目的外使用の制限）第1項第1号～第8号に該当し、内容について学校活動上支障無いと判断された場合にのみ、飛行させることが可能です。 （事前に許可が必要です）
問合せ先	三原市教育委員会教育振興課 tel：0848-67-6231 mail： kyoikushinko@city.mihara.hiroshima.jp

公園・運動施設等

飛行が制限される場所	三原市内の都市公園
条例名・関連法令名等	三原市都市公園条例
概要	都市公園で無人航空機（ドローン等）を飛行させることは、他の公園利用者に危害が及んだり、公園施設が破損するなど、公園の利用及び管理に支障となる可能性があるため「原則禁止」としています。 ドローンの飛行を行う必要がある場合は、事前に本市の許可が必要です。
問合せ先	三原市都市開発課 tel：0848-67-6116
飛行が制限される場所	三原市内のスポーツ施設
条例名・関連法令名等	各スポーツ施設の設置及び管理条例
概要	各スポーツ施設の利用に当たっては、あらかじめ利用許可を受けなければなりません。飛行の目的等によっては、必要な条件を付したり、禁止することがあります。
問合せ先	三原市教育委員会スポーツ振興課 tel：0848-64-7219 mail： sports@city.mihara.hiroshima.jp

公共施設等

飛行が制限される場所	尾道市内の学校施設及び旧学校施設
条例名・関連法令名等	尾道市立学校施設等使用条例
概要	社会教育その他公益を目的とする活動に限り、使用を許可しており、学校施設の管理上から、ドローンの飛行は原則お断りしています。ただし、市の主催・後援事業等、特別の理由があると認められた場合に許可する場合があります。
問合せ先	尾道市教育委員会庶務課 tel : 0848-20-7400 mail : shomu@city.onomichi.hiroshima.jp 因島瀬戸田地域教育課 tel : 0845-26-6204 mail : innoshima.kyoiku@city.onomichi.hiroshima.jp

公園・運動施設等

飛行が制限される場所	尾道市内の都市公園
条例名・関連法令名等	尾道市都市公園条例
概要	都市公園で無人航空機（ドローン等）を飛行させることは、他の公園利用者に危害が及んだり、公園施設が破損するなど、公園の利用及び管理に支障となる可能性があるため「原則禁止」としています。 ドローンの飛行を行う必要がある場合は、事前に本市の許可が必要です。
問合せ先	尾道市維持修繕課 tel : 0848-38-9273 mail : iji@city.onomichi.hiroshima.jp 尾道市因島総合支所施設管理課 tel : 0845-26-6202 mail : innoshima.sisetu@city.onomichi.hiroshima.jp 尾道市瀬戸田支所しまおこし課 tel : 0845-27-2213 mail : std.okoshi@city.onomichi.hiroshima.jp

飛行が制限される場所	尾道市内のスポーツ施設
条例名・関連法令名等	尾道市市民スポーツ広場設置及び管理条例等
概要	広く市民がスポーツに親しむ場を提供するために設置した施設であり、お問い合わせがあった際、持ち込み・飛行させることは基本的事前にお断りしています。 ただし、瀬戸田町地域にある2箇所の体育館については、条件等の整理を行っているため行政財産の目的外使用を認める場合があります。 その他市内のスポーツ施設についても、ドローンの飛行は原則お断りしています。
問合せ先	尾道市教育委員会生涯学習課 tel : 0848-20-7499 mail : sposhin@city.onomichi.hiroshima.jp 尾道市因島瀬戸田地域教育課 tel : 0845-26-6204 mail : innoshima.kyoiku@city.onomichi.hiroshima.jp

福山市

公共施設等	
飛行が制限される場所	福山市立小学校，中学校，義務教育学校及び高等学校
条例名・関連法令名等	福山市立学校施設使用規則
概要	福山市立学校施設使用規則に基づき，学校教育に支障のない範囲内で使用する場合に限り，飛行させることが可能です。ただし，事前に許可を得る必要があります。
問合せ先	飛行する地域の学校
公園・運動施設等	
飛行が制限される場所	福山市内の都市公園
条例名・関連法令名等	福山市都市公園条例
概要	都市公園内での無人航空機（ドローン等）の飛行は，他の公園利用者に危害が及んだり，公園施設が破損するなどの可能性があるため「原則禁止」です。ただし，やむを得ずドローン等の飛行を行う必要がある場合は，事前にご相談ください。
問合せ先	福山市公園緑地課 tel：084-928-1095 mail： kouen-ryokuchi@city.fukuyama.hiroshima.jp
港湾等	
飛行が制限される場所	内海フィッシャリーナ施設内
条例名・関連法令名等	福山市フィッシャリーナ条例
概要	内海フィッシャリーナの管理運営上支障があると認めるときは，使用許可を制限する場合があります。ドローン等の飛行を行う必要がある場合は，事前にご相談ください。
問合せ先	福山市港湾河川課 tel：084-928-1260 mail： kouwan-kasen@city.fukuyama.hiroshima.jp
飛行が制限される場所	福山市内の港湾施設
条例名・関連法令名等	福山市漁港管理条例・福山市港湾施設管理条例
概要	福山市内の港湾施設での無人航空機（ドローン等）の飛行は，利用者に危害が及んだり，施設が破損するなどの可能性があるため「原則禁止」です。ただし，やむを得ずドローン等の飛行を行う必要がある場合は，事前にご相談ください。
問合せ先	福山市港湾河川課 tel：084-928-1260 mail： kouwan-kasen@city.fukuyama.hiroshima.jp

府中市

公共施設等	
飛行が制限される場所	府中市こどもの国敷地内
条例名・関連法令名等	府中市こどもの国条例
概要	ドローン等を飛行させることは、他人に危害を及ぼす可能性があるため、「原則禁止」としています。
問合せ先	府中市女性子ども課 tel：0847-43-7139
公園・運動施設等	
飛行が制限される場所	府中市羽高湖サン・スポーツランド及び森林公園 ※多目的グラウンド及び多目的広場以外
条例名・関連法令名等	府中市羽高湖サン・スポーツランド設置及び管理条例 府中市羽高湖森林公園設置及び管理条例
概要	他人に危害を及ぼす危険な行為をすることとして、グラウンドや多目的広場以外での飛行を禁止しています。 グラウンド等での飛行を希望される方はご連絡ください。
問合せ先	府中市商工労働課 tel：0847-43-7190 府中市農林課 tel：0847-43-7131
飛行が制限される場所	お祭り広場，みんなの公園
条例名・関連法令名等	府中市多目的広場設置及び管理条例
概要	ドローン等を飛行させることは、他人に危害を及ぼす可能性があるため、「原則禁止」としています。
問合せ先	府中市観光課 tel：0847-43-7141 mail： kanko@city.fuchu.hiroshima.jp
飛行が制限される場所	府中市内の都市公園
条例名・関連法令名等	府中都市公園条例
概要	危険のおそれのある行為又は他人の迷惑になるような行為をすることとして、「原則禁止」としています。ただし、市長が認めるときは飛行させることが可能です。
問合せ先	府中市土木課施設係 tel：0847-43-7236
飛行が制限される場所	府中市内の体育施設
条例名・関連法令名等	府中市体育施設設置及び管理に関する条例
概要	体育施設の使用にあたっては予め申請許可を受けなければなりません。飛行の目的等によっては必要な条件を付したり、禁止することがあります。
問合せ先	府中市地域振興課 tel：0847-43-7251 mail： chiikisinko@city.fuchu.hiroshima.jp

観光施設等	
飛行が制限される場所	三郎の滝，河佐峡，矢野温泉公園四季の里
条例名・関連法令名等	府中市観光地設置及び管理条例
概要	ドローン等を飛行させることは，他人に危害を及ぼす可能性があるため，「原則禁止」としています。
問合せ先	府中市観光課 tel：0847-43-7141 mail： kanko@city.fuchu.hiroshima.jp
飛行が制限される場所	翁座
条例名・関連法令名等	府中市翁座の設置及び管理に関する条例
概要	ドローン等を飛行させることは，他人に危害を及ぼす可能性があるため，「原則禁止」としています。
問合せ先	府中市観光課 tel：0847-43-7141 mail： kanko@city.fuchu.hiroshima.jp
飛行が制限される場所	恋しき
条例名・関連法令名等	府中市恋しき設置及び管理条例
概要	ドローン等を飛行させることは，他人に危害を及ぼす可能性があるため，「原則禁止」としています。
問合せ先	府中市観光課 tel：0847-43-7141 mail： kanko@city.fuchu.hiroshima.jp